

千葉県告示第346号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年4月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年4月17日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
県道 千葉大網線	緑区土気町1627番3から 緑区土気町1721番5まで	令和5年4月17日
県道 土気停車場千葉中線	緑区土気町1627番102から 緑区土気町1627番117まで	令和5年4月17日